

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

1) 道路の整備状況

主要道路は図-3.2.4.1 に示すように、沖縄島の西岸、東岸をそれぞれ南北に縦断する国道 58 号、国道 331 号及びそれらを繋ぐ国道 329 号で、これらに一般県道が接続し幹線道路網を形成しています。

2) 交通量の状況

表-3.2.4.1 に示すように、一般国道 58 号名護市字名護で平日、休日の交通量が最も多く、平日が 30,135 台/12 時間、休日が 29,271 台/12 時間となっています。

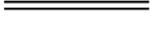
また、名護市辺野古沿岸域近傍の一般国道 329 号名護市字辺野古における交通量は、平日が 3,864 台/12 時間、休日が 3,160 台/12 時間で、ピーク時の交通量は平日が 384 台/時、休日は 338 台/時となっています。

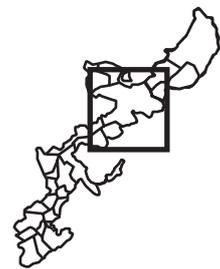
3) 自動車保有台数

表-3.2.4.2 に示すように保有車両は名護市が 42,566 台、宜野座村が 4,722 台で、分類群別では乗用車が最も多くなっています。



図-3.2.4.1 道路網及び交通量調査地点

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | : 代替施設 |  | : 自動車専用道路 |
|  | : 作業ヤード等 |  | : 一般国道 |
|  | : 市町村界 |  | : 主要地方道 |
| | |  | : 一般県道 |
| | |  | : 交通量観測地点 |



資料1 : 「沖縄ぬ道 2008」平成20年10月、沖縄県土木建築部
 2 : 「平成17年度道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査箇所別基本表」平成18年3月、沖縄総合事務局開発建設部道路建設課

表-3.2.4.1 12時間交通量

単位：台

区分	路線名	地点番号	観測地点名	交通量合計		ピーク時間交通量(台/時)		大型車混入率(%) 平日12時間	12時間交通量伸比率 H17/H11
				平日	休日	平日	休日		
自動車道	沖縄自動車道	10	宜野座IC～許田IC間	11,823	12,847	1,261	1,451	9.1	1.35
一般国道	一般国道58号	1003	名護市字源河	9,560	7,960	1,073	883	11.9	1.29
		1004	名護市字真喜屋	12,146	11,273	1,270	1,239	10.8	1.04
		1005	名護市字親川	13,824	12,285	1,342	1,286	12.1	1.07
		1006	名護市字宮里	17,331	17,851	1,679	1,894	9.6	1.02
		1007	名護市字名護	30,135	29,271	2,891	2,972	15.8	1.03
		1008	名護市字数久田	29,333	29,083	2,703	3,074	16.6	1.16
	一般国道329号	1024	名護市字世富慶	5,900	3,973	719	400	12.4	0.85
		1025	名護市字辺野古	3,864	3,160	384	338	12.2	1.29
		1026	国頭郡宜野座村字松田	8,355	6,934	858	738	14.1	1.13
		1027	国頭郡宜野座村字漢那	9,375	7,774	1,026	870	9.3	1.11
	一般国道331号	1068	名護市字安部	1,116	1,473	111	294	18.2	0.99
	一般国道449号	1086	名護市字宇茂佐	11,591	6,084	1,163	807	24.8	1.18
		41001	名護市	1,116	1,473	111	294	18.2	0.30
一般国道505号	1091	名護市字仲尾	1,994	1,457	221	165	14.1	1.25	
主要地方道	名護宜野座線	4032	名護市字我部祖河	5,539	3,894	660	386	8.0	1.06
		4033	名護市字名護	11,541	7,894	1,310	929	7.0	1.14
		4034	名護市字許田	4,576	3,102	488	371	12.3	1.07
	名護運天港線	4035	名護市字旭川	893	552	91	60	11.6	1.03
		名護本部線	4070	名護市字名護	7,868	6,374	750	717	7.4
	4071		名護市字為又	7,839	8,175	753	873	6.8	0.61
一般県道	県道13号線	6012	名護市字久志	747	488	91	61	6.0	1.12
	県道14号線	6014	名護市字源河	1,233	851	125	103	17.0	1.09
	県道18号線	6021	名護市字大浦	781	1,577	88	160	7.2	0.68
	県道110号線	6060	名護市字屋我	4,202	2,235	460	291	10.6	1.35
		46002	名護市字済井出	287	594	48	71	9.1	0.05
	県道125号線	6065	名護市字済井出	287	594	48	71	9.1	0.29
	古宇利屋我地線	6123	名護市字済井出	1,131	2,455	146	376	5.5	—

資料：「平成17年度道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査箇所別基本表」平成18年3月、沖縄総合事務局開発建設部道路建設課

表-3.2.4.2 車種別保有自動車数

単位：台

市町村	保有車両	登録車両				小型二輪車	軽自動車
		貨物用	乗合用	乗用	特殊用途用		
名護市	42,566	3,771	226	16,712	882	500	20,475
宜野座村	4,722	565	13	1,965	80	52	2,047

注：表中の数値は平成19年3月31日現在

資料：「第51回 沖縄県統計年鑑 平成20年版」平成20年10月、沖縄県統計協会

(2) 海上交通

1) 名護市辺野古沿岸域周辺の状況

海上交通の窓口としての港湾は、名護市に運天港(所在地は名護市・今帰仁村)がありますが、その港湾区域は名護市辺野古沿岸域側の海域ではない為、記載していません。

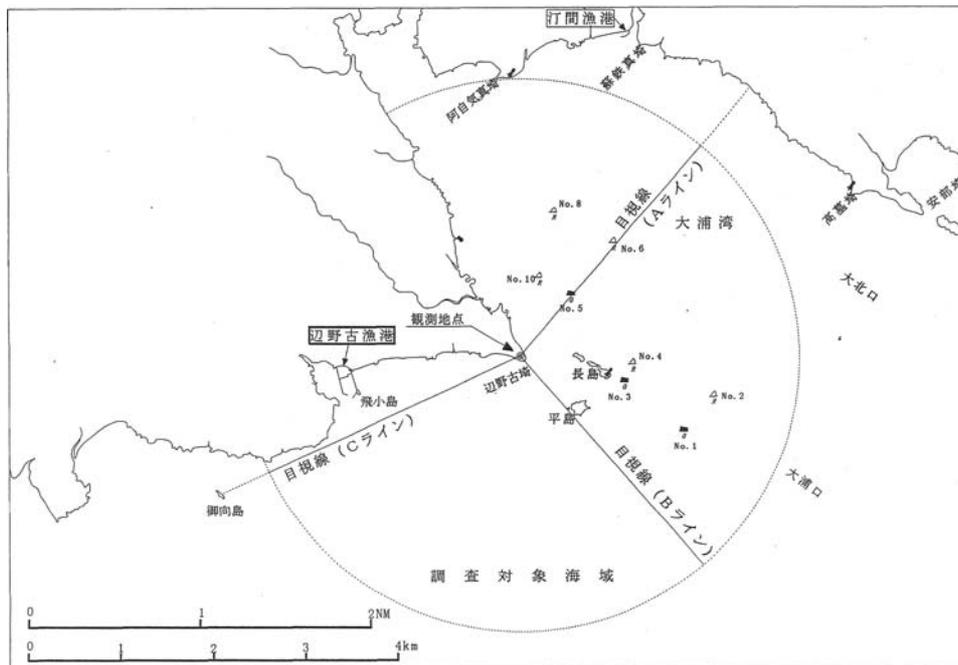
2) 名護市辺野古沿岸域近傍の状況

那覇防衛施設局が、平成9年5月、6月に行った通行船舶の調査結果は、表-3.2.4.3及び、図-3.2.4.2に示すとおりです。

表-3.2.4.3 観測日別視線通過船舶隻数

視線	月日	5月31日 (土)	6月1日 (日)	6月3日 (火)	6月4日 (水)	合計	
						隻数	%
Aライン		15	17	0	0	32	22.7
Bライン		11	36	0	0	47	33.3
Cライン		16	32	8	6	62	44.0
合計(隻数)		42	85	8	6	141	100.0
%		29.8	60.3	5.7	4.3	100.0	

資料：「シュワブ沖漁業・運行空域等調査報告書」平成9年6月、那覇防衛施設局



資料：「シュワブ沖漁業・運行空域等調査報告書」平成9年6月、那覇防衛施設局

図-3.2.4.2 調査海域図および目視線

(3) 航空交通

名護市辺野古沿岸域のある北部地域には空港はありません。

3.2.5 教育施設、医療・社会福祉施設及び主要な集落の配置概況

(1) 教育施設

教育施設は表-3.2.5.1及び図-3.2.5.1に示すように、名護市に52施設、宜野座村に8施設あります。

表-3.2.5.1 教育施設

種別	名護市	宜野座村
幼稚園	16	3
小学校	18	3
中学校	9	1
高等学校	3	1
その他の教育施設	6	0
合計	52	8

注1：平成19年度より県立北部工業高等学校と県立名護商業高等学校が統合され、県立名護商工高等学校となっています。

注2：県立北部工業高等学校と県立名護商業高等学校は平成20年度まで存続する。

資料：「平成20年度 学校一覧」平成21年1月、沖縄県教育委員会

(2) 医療・社会福祉施設

医療・社会福祉施設は表-3.2.5.2及び図-3.2.5.2～図-3.2.5.3に示すように、名護市に207施設、宜野座村に19施設あります。

表-3.2.5.2 医療・社会福祉施設

施設別	名護市	宜野座村	
医療施設	91	5	
社会福祉施設	老人福祉・保健施設	21	5
	知的障害者援護施設	2	0
	精神障害者社会復帰施設	1	0
	障害者自立支援法における 新体系障害福祉サービス事業	25	0
	児童福祉施設	31	3
	法外援護施設	0	1
	社会福祉事業関係団体	14	2
	福祉・保険・医療等関係団体	22	3
	小計	116	14
合計	207	19	

資料1：「沖縄県北部福祉保健所提供資料」平成21年2月現在、沖縄県北部福祉保健所

2：「病院・診療所情報」、独立行政法人福祉医療機構 WAM NET

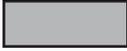
3：「県内社会福祉関係機関・団体・施設一覧」平成20年12月現在、社会福祉法人
沖縄県社会福祉協議会Webページ

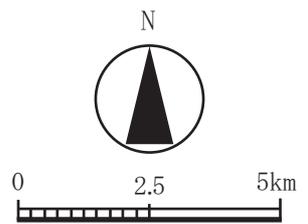
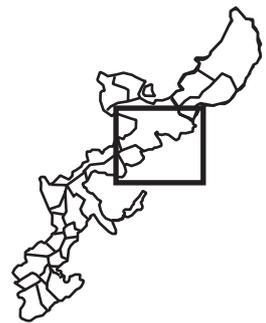
(3) 主要な集落

名護市辺野古沿岸域周辺の主要な集落の分布状況は、図-3.2.5.4に示すとおりです。



図-3.2.5.1 教育施設の位置

-  : 代替施設
-  : 作業ヤード等
-  : 市町村界
-  : 学校

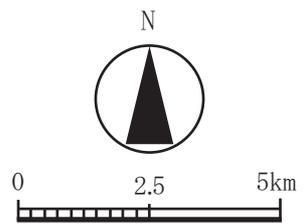
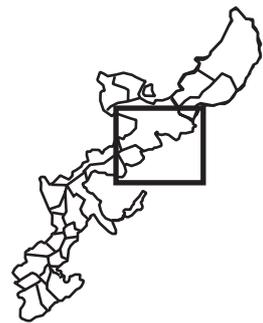


資料：「平成20年度 学校一覧」平成21年1月、沖縄県教育委員会



図-3.2.5.2 医療施設の位置

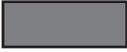
- : 代替施設
- : 作業ヤード等
- : 市町村界
- △ : 病院

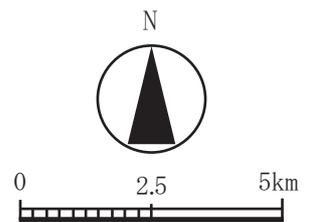
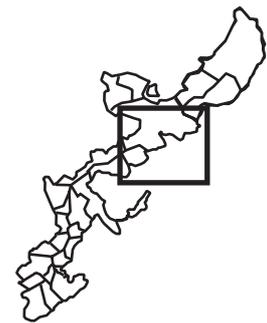


資料1 : 「沖縄県北部福祉保健所提供資料」平成21年2月現在、沖縄県北部福祉保健所
 2 : 「病院・診療所情報」、独立行政法人福祉医療機構 WAM NET



図-3.2.5.3 社会福祉施設の位置

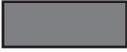
-  : 代替施設
-  : 作業ヤード等
-  : 市町村界
-  : 福祉施設

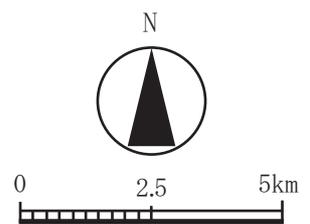
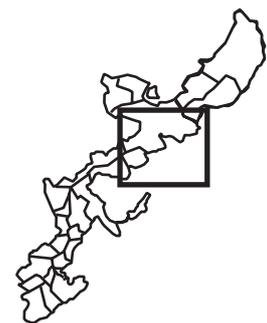


資料：「県内社会福祉関係機関・団体・施設等一覧」平成20年12月現在、
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会Webページ



図-3.2.5.4 主要な集落の位置

-  : 代替施設
-  : 作業ヤード等
-  : 市町村界
-  : 集落



注：図の中の集落の範囲は比較的民家等が集中している範囲としました。

3.2.6 環境整備の状況

(1) 下水道の整備状況

図-3.2.6.1に示すように名護市の市街地は単独公共下水道が、また喜瀬・幸喜地区は自然公園区域内の水質保全を目的とした沖縄県特定環境保全公共下水道の整備が進められています。

名護市の下水道整備及び普及状況は表-3.2.6.1に示すように、整備率 59.3%、人口普及率 59.6%となっています。

表-3.2.6.1 下水道整備及び普及状況(平成19年度)

市町村	行政人口	計画面積	整備済状況		普及率	
			面積(ha)	率(%)	利用可能人口	人口普及率(%)
名護市	59,628	1,144	678	59.3	35,558	59.6

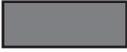
注1：表中の数値は平成20年3月末現在

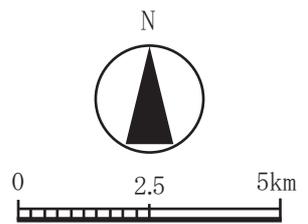
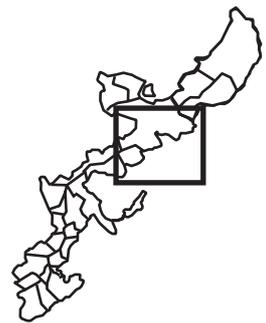
注2：行政人口は平成20年3月31日現在の住民基本台帳による。(外国人登録は含まない)

資料：「下水道維持管理年報 平成19年度」平成20年9月、沖縄県下水道管理事務所



図-3.2.6.1 下水道の整備状況

-  : 代替施設
-  : 作業ヤード等
-  : 市町村界
-  : 単独公共下水道
-  : 特定環境保全公共下水道



資料：「下水道のあらまし 平成20年度」沖縄県土木建築部下水道課

(2) 廃棄物処理施設の状況

1) ごみ処理施設

表-3.2.6.2 及び図-3.2.6.2 に示すように、名護市のごみ処理施設は単独構成で、1日に処理可能なごみの量は40tとなっています。宜野座村のごみ処理施設は金武町との共同構成となっており、1日に処理可能なごみの量は20tとなっています。

表-3.2.6.2 ごみ処理施設の状況(平成19年3月末)

実施主体	構成市町村	規模(t/日)	炉の形態	処理方法
名護市	名護市	40	20t/8h×2基	機械化バッチ式
金武地区消防清掃組合	金武町・宜野座村	20	10t/8h×2基	機械化バッチ式

資料：「廃棄物対策の概要」平成19年4月、沖縄県

2) し尿処理施設

表-3.2.6.3 及び図-3.2.6.2 に示すように、名護市のし尿処理方法は二段活性汚泥処理方式で、1日に処理可能なし尿の量は40kLとなっています。宜野座村ではし尿液肥化施設で処理を行っており、1日に処理可能なし尿の量は3kLとなっています。

表-3.2.6.3 し尿処理施設の状況(平成19年3月末)

実施主体	構成市町村	規模(kL/日)	処理方法
名護市	名護市、国頭村(委託)、東村(委託)、大宜味村(委託)	40	二段活性汚泥処理方式
宜野座村	宜野座村	3	-

資料：「廃棄物対策の概要」平成19年4月、沖縄県

3) 埋立処理施設

表-3.2.6.4 及び図-3.2.6.2 に示すように、名護市の埋立処理の対象廃棄物は不燃・直搬・粗大・焼却残渣で、埋立容積は9,222m³/年で残余容積は29,878m³となっています。宜野座村の埋立処分施設は休止となっています。

表-3.2.6.4 埋立処分施設の状況(平成17年度実績)

施設名	市町村	対象廃棄物	埋立地面積(m ²)	全体容積(m ³)	埋立容積(m ³ /年)	残余容積(m ³)
名護市最終処分場	名護市	不燃・直搬・粗大・焼却残渣	20,000	185,000	9,222	29,878
宜野座村ゴミ捨て場	宜野座村	粗大	3,300	33,000	0	8,000

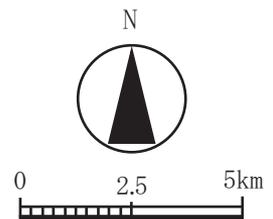
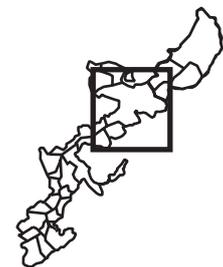
注：宜野座村ゴミ捨て場は休止しました。

資料：「廃棄物対策の概要」平成19年4月、沖縄県



図-3.2.6.2 廃棄物処理施設位置

- | | | | |
|---|----------|---|----------|
|  | : 代替施設 |  | : ゴミ処理施設 |
|  | : 作業ヤード等 |  | : し尿処理施設 |
|  | : 市町村界 |  | : 埋立処理施設 |



資料：「廃棄物対策の概要」平成19年4月、沖縄県

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境基本法に基づく環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表-3.2.7.1 に示すように「環境基本法」(平成5年11月法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類の10物質に対して環境基準が設定されています。

表-3.2.7.1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

備考1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

- 2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート及びその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
- 5：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 6：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

資料1：「昭和48年5月8日環境庁告示第25号(最終改正 平成8年10月25日環境庁告示第73号)」(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

- 2：「昭和53年7月11日環境庁告示第38号(最終改正 平成8年10月25日環境庁告示第74号)」(二酸化窒素)
- 3：「平成9年2月4日環境庁告示第4号(最終改正 平成13年4月20日環境省告示第30号)」(ベンゼン等)
- 4：「平成11年12月27日環境庁告示第68号(最終改正 平成14年7月22日環境省告示第46号)」(ダイオキシン類)

2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表-3.2.7.2～表-3.2.7.3 及び図-3.2.7.1 に示すとおりです。名護の市街地は騒音に係る環境基準の類型指定がなされていますが、名護市辺野古沿岸域及びその近傍には指定はありません。

表-3.2.7.2 騒音に係る環境基準(道路に面しない地域)

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基準は、地域の類型及び時間区分毎に左表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とします。

注2：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とします。

注3：Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。

注4：Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。

注5：Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とします。

資料：「平成10年9月30日環境庁告示第64号(最終改正 平成17年5月26日環境省告示第45号)」

表-3.2.7.3 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をさします。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については上表にかかわらず、特例として下表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内への透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができます。

資料：「平成10年9月30日環境庁告示第64号(最終改正 平成17年5月26日環境省告示第45号)」

航空機騒音に係る環境基準は、表-3.2.7.4に示すとおり航空機騒音から生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準として、公害対策基本法第9条第1項に基づき、昭和48年12月27日付環境庁告示第154号において設定されています。

表-3.2.7.4 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	環境基準
I	70WECPNL 以下
II	75WECPNL 以下

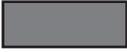
注：I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

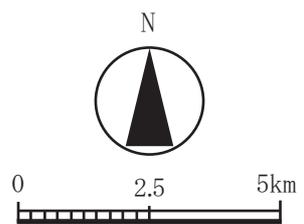
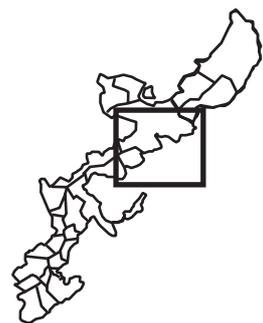
資料：「昭和48年12月27日環境庁告示第154号(最終改正 平成12年12月14日環境庁告示第78号)」

沖縄県の南部に位置する那覇空港は、環境基準とともに、「公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定されていますが、名護市辺野古沿岸域には環境基準の類型指定はありません。



図-3.2.7.1 騒音に係る環境基準に基づく類型指定

-  : 代替施設
-  : 作業ヤード等
-  : 市町村界
-  : A類型
-  : B類型
-  : C類型



資料 : 沖縄県告示より作成(平成18年3月28日沖縄県告示第249号)

3) 水質汚濁に係る環境基準

河川の水質汚濁に係る環境基準類型の指定状況は表-3.2.7.5 及び図-3.2.7.2 に示すとおり、漢那福地川、羽地大川、我部祖河川、汀間川、源河川がA類型に指定されています。

なお、名護市辺野古沿岸域周辺の海域には環境基準の類型指定はありません。

表-3.2.7.5 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況等(河川)

水域名	範囲	該当類型	利用目的	達成期間	環境基準点	指定年月日
漢那福地川	沖縄県企業局取水場跡から上流	A	水道用水	イ	漢那ダム	H16.3.30
羽地大川	川上橋下せきより上流	A	水道農業用水	イ	名護市取水点	H16.3.30
我部祖河川(1)	喜知留川合流点から上流	A	水道用水	イ	石橋	H16.3.30
我部祖河川(2)	喜知留川合流点から下流の奈佐田川合流点まで	A	農業用水	イ	奈佐田川合流点から上流100m	H16.3.30
我部祖河川(3)	奈佐田川全域	A	水道用水	ロ	奈佐田川合流点から支川上流100m	H16.3.30
汀間川(1)	河口から三原小前せき堤まで	A	環境保全	イ	嘉手苅橋から上流200m	H16.3.30
汀間川(2)	三原小前せき堤から上流	A	水道用水	イ	三原小学校前せき堤上流50m	H16.3.30
源河川	全域(支川を含む)	A	水道用水	イ	取水場	H16.3.30

備考1：該当類型の欄中、Aは水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の1の(1)に掲げる類型を示します。

2：達成期間の分類は次のとおりとします。

(1)「イ」は直ちに達成。

(2)「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成。

資料：「平成16年3月30日沖縄県告示第282号」

水質汚濁に係る環境基準は、表-3.2.7.6～表-3.2.7.12 に示すとおりです。

表-3.2.7.6 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準(全公共用水域)

No.	項目	基準値	No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.01 mg/L 以下	15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと	16	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
3	鉛	0.01 mg/L 以下	17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
4	六価クロム	0.05 mg/L 以下	18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
5	砒素	0.01 mg/L 以下	19	チウラム	0.006 mg/L 以下
6	総水銀	0.0005 mg/L 以下	20	シマジン	0.003 mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	21	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
8	PCB	検出されないこと	22	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	23	セレン	0.01 mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	25	ふっ素	0.8 mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	26	ほう素	1 mg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	27	ダイオキシン類	1pg - TEQ/L 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下			

備考1：基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とします。

2：「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

3：海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しません。

資料1：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正 平成15年11月5日環境省告示第123号)」

2：「平成11年12月27日環境庁告示第68号(最終改正 平成14年7月22日環境省告示第46号)」(ダイオキシン類)

表-3. 2. 7. 7 水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準(河川：湖沼を除く その1)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考1：基準値は、日間平均値とします(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とします(湖沼もこれに準ずる)。

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

資料：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正 平成15年11月5日環境省告示第123号)」

表-3. 2. 7. 8 水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準(河川：湖沼を除く その2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とします(湖沼、海域もこれに準ずる)。

資料：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正 平成15年11月5日環境省告示第123号)」

表-3.2.7.9 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況等(海域)

水域	範囲	該当類型	達成期間
名護湾海域	部瀬名岬と名護市と本部町の境界を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	A	イ

備考1：該当類型の欄中、Aは水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2に掲げる類型を示します。

2：達成期間の分類は次のとおりとします。

(1)「イ」は直ちに達成。

(2)「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成。

資料：「平成16年3月30日沖縄県告示第282号」

表-3.2.7.10 水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準(海域：その1)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水、及 びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とします。

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2：水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

Ⅱ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注3：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

資料：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正 平成15年11月5日環境省告示第123号)」

表-3.2.7.11 水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準(海域：その2)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考1：基準値は、年間平均値とします。

2：水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生じるおそれのある海域について行うものとします。

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2：水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

注3：生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

資料：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正 平成15年11月5日環境省告示第123号)」

表-3.2.7.12 水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準(海域：その3)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下

資料：「昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正 平成15年11月5日環境省告示第123号)」

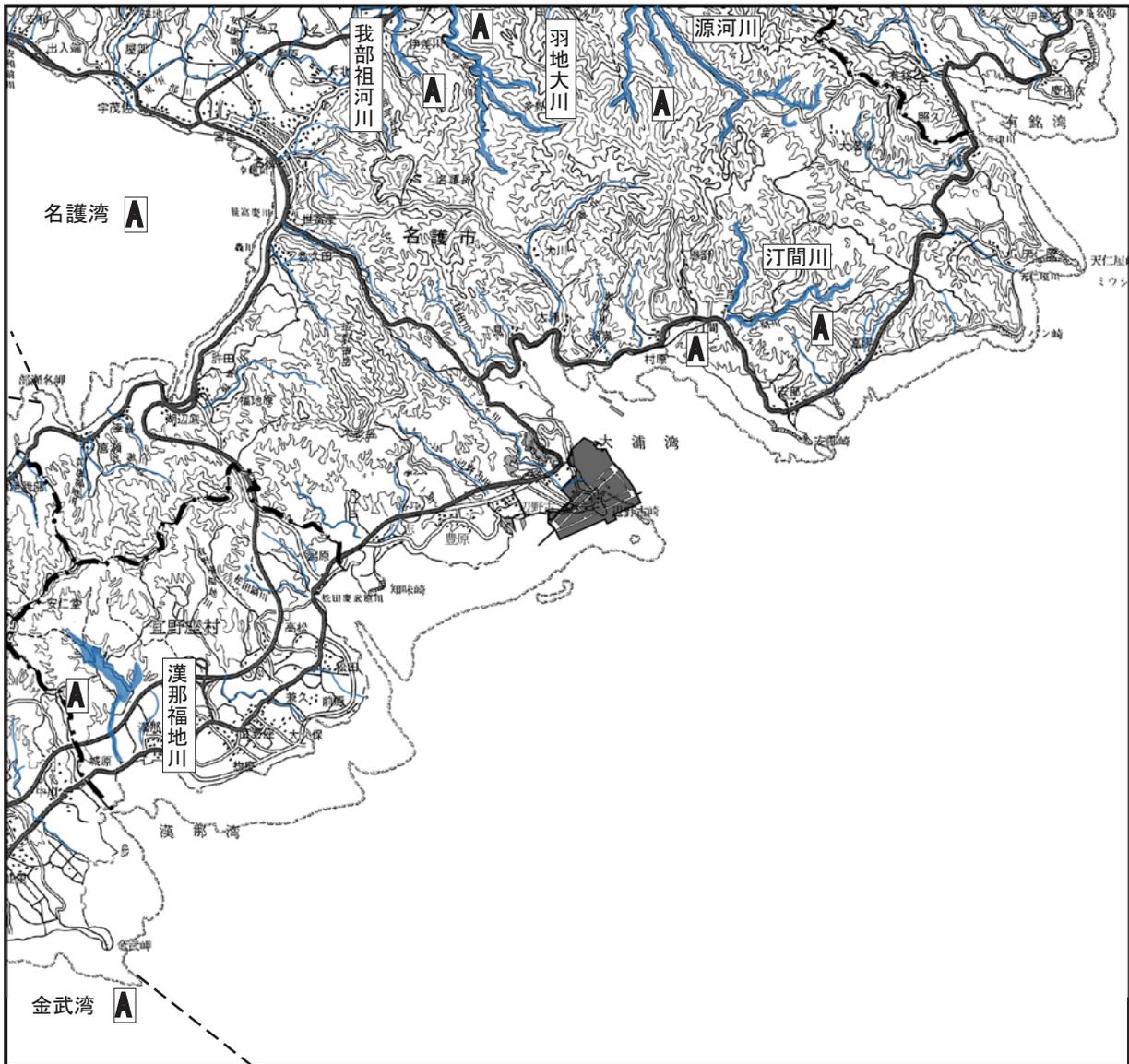
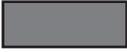
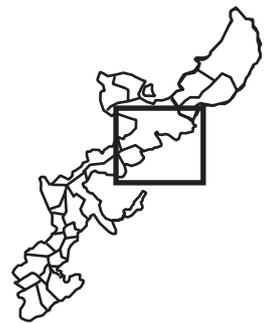


図-3.2.7.2 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

-  : 代替施設
-  : 作業ヤード等
-  : 市町村界
-  : 河川
-  : 環境基準類型指定



資料1 : 「平成19年度 水質測定結果(公共用水域及び地下水)」
 平成20年12月、沖縄県文化環境部環境保全課
 2 : 「平成20年版 環境白書」平成21年2月 沖縄県文化環境部環境政策課